

過去に審議した案件の修正事項について(2020年度第2回 資料5 No.52)

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
2020年度 の審議時 の見え消 し	A201900872 令和元年11月18日(兵庫県) 令和元年12月2日	網戸(ロール式)	YW XMW 06011-R- CXV-V3	YKK AP 株式会社	(死亡) 子供(6歳)の首が 当該製品の操作 用チェーンに引っ 掛かり、死亡し た。	<p>○当該製品が設置された窓の近くに、回転椅子が倒れていた。</p> <p>○当該型式品には操作用チェーンを子供の手が届かない高さに保持するためのクリップが附属していたが、警察及び設置業者によれば、当該製品に附属している操作ひもを結束及び保持するための設置時は、のクリップは、窓のところに置かれていなかった袋から出されずに操作用チェーンに挟み込まれていたものの、事故発生時の状況は不明であった。</p> <p>○当該製品の取扱説明書は使用者に提供されていなかった。</p> <p>○当該製品は、JIS A 4811「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項-子供の安全」の要求事項を満たしている。</p> <p>○取扱説明書、操作ひもを結束及び保持するためのクリップのタグには、使用上の注意及びクリップの使い方が文章及びイラストで記載されていた。</p> <p>○当該製品を確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、設置状況も含め、JIS規格の要求事項を満たしていると考えられるが、当該製品を確認できず、事故発生場所時の詳細な状況が不明のため、操作用ボールチェーンが首に絡んだ原因を特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
見え消し の反映後	A201900872 令和元年11月18日(兵庫県) 令和元年12月2日	網戸(ロール式)	YW XMW 06011-R- CXV-V3	YKK AP 株式会社	(死亡) 子供(6歳)の首が 当該製品の操作 用チェーンに引っ 掛かり、死亡し た。	<p>○当該型式品には操作用チェーンを子供の手が届かない高さに保持するためのクリップが附属していたが、当該製品の設置時は、クリップは袋から出されずに操作用チェーンに挟み込まれていたものの、事故発生時の状況は不明であった。</p> <p>○当該製品の取扱説明書は使用者に提供されていなかった。</p> <p>○取扱説明書、クリップのタグには、使用上の注意及びクリップの使い方が文章及びイラストで記載されていた。</p> <p>○当該製品を確認できなかった。</p> <p>●当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、操作用チェーンが首に絡んだ原因を特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	